

○保育を取り巻く状況

- ・令和7年9月16日、令和6年の人口動態統計確定数が公表された。出生数・合計特殊出生率ともに9年連続で減、過去最小値となっている。一方で婚姻件数が増加しているのが明るい兆しと言える。
- ・令和7年9月1日付で令和7年4月1日時点での保育所等状況調査取りまとめが公表された。待機児童は過去最少の2254人となった。引き続き上昇傾向にある女性就業率や地域の実情による保育ニーズなど注視する必要がある。
- ・同取りまとめ内で示された「地域ごとの保育所等利用状況について」によれば、過去5年間における定員充足率は都市部で-3.2%であったのに対し、過疎地域では-8.4%と減少幅が大きく、急速に少子化が進行していることが見てとれる。また、3割を超える自治体が「人口減少を見据えた対応は検討していない」と回答していることから、国は地域分析に係る支援を進めていくとしている。
- ・担い手不足により多くの地域で福祉の脆弱化が見込まれる中で、関係機関との連携や包括的な支援体制整備が今後の大きな課題となる。自治体を中心に地域住民との連携・協働も望まれる。
- ・令和8年度予算概算要求において「人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」が新規・推進枠として要求されている。保育の分野においても、地域全体の中でどのようにあるべきかを考えていく必要がある。
- ・令和7年4月25日こども家庭審議会に内閣総理大臣から諮問が為された。内容は「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について」である。[これを受け、10月22日に保育専門委員会の第1回が文科省管轄の幼児教育WGと合同で開催された。第1回においては各団体からのヒアリングが行われ、全私保連も意見書提出とともに対応した。](#)令和8年度末（令和9年3月）までの3要領・指針改訂（定）に向けて[本格的に議論がスタートしたと言える。](#)
- ・文科省の要領・指針の実施状況に関する有識者会議の最終報告において、「自発的な活動としての遊び」について述べられている箇所がある。幼児期においては「遊びが学び」であることが指摘される一方で、一部施設において幼児期にふさわしくない「教育活動」が行われている実態や、世間一般に残る「子どもをただ遊ばせているだけ」との誤解などが課題として挙げられている。

○こども政策の推進

- ・令和5年4月1日にこども基本法施行。
- ・令和5年12月にこども大綱とともに「はじめの100か月の育ちビジョン」閣議決定。
- ・以降これらに沿ってこども政策が進められている。
- ・令和10年度末までの保育政策の新たな方向性が示された。量の拡大から質の充実に転換していく。こども基本法やはじめの100か月の育ちビジョンなどを念頭に、すべての子ども

もと子育て家庭の支援を推進するとされた。

- ・児童福祉法が改正された。主な改正点は以下の3点となる。①保育士・保育所支援センターの法定化、②地域限定保育士の全国展開、③保育士等の虐待通報義務。
- ・子ども・子育て支援法に基づく基本方針も改正された。児童福祉法の改正と重複する内容のほか、こども誰でも通園制度の給付化、3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業についても書き込まれる。これにより関係諸規定が改正・整備され、令和8年4月から適用される。
- ・虐待通報義務においては個々のケースで総合的判断が求められることが予想されるため、ガイドラインが整備された。ガイドラインでは、虐待は日々の行為の延長にあるものという整理の下、よりよい保育に向けた振り返りが重要とされている。また、行為だけで判断できない場合は、その強度や頻度、行為者の意図、周囲への影響などを勘案するよう示されている。
- ・こども性暴力防止法が令和6年6月26日に公布された。公布から2年6か月を超えない範囲（令和8年12月25日まで）で施行とされており、現在こども性暴力防止法施行準備検討会においてガイドライン等の作成が進められており、9月29日には中間とりまとめが公表された。法律の意義や犯罪事実確認のフローなど確認しておく必要がある。
- ・施行そのものまではまだ間はあるが、犯罪事実確認に使うシステムのアカウント取得や職員への周知など、準備できることにあらかじめ取り組んでおくことで混乱が避けられる。

○こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会

- ・従来の「子ども・子育て会議」の後継となる会議で、全私保連からは高谷常務理事が出席している。日保協、全保協からもそれぞれ委員が出ている。
- ・10月20日に通算第12回が開催された。高谷常務理事からは検討が進められていることも誰でも通園制度について補助単価の見直しや虐待が疑われる場合の体制整備のほか、4・5歳児配置改善加算および1歳児配置改善加算の制度改善、物価高騰への対応に関して発言が為された。内容詳細は全私保連ニュースを参照されたい。次回は12月頃開催される見込み。

○保育三団体協議会の取り組み

- ・今年度の幹事団体は全私保連。
- ・9月30日にコア会議を開催し、物価高騰に関する緊急要望をとりまとめた。緊急要望は10月23日に開催された自民党保育議連総会に提出し、口頭説明を行った。10月30日には自民党人材確保議連総会にも出席している。

○人勤及び処遇改善について

- ・8月7日に今年の人事院勧告が公表された。民間給与との較差は3.62%とされ、昨年の

2.76%よりも高い水準が示されている。しかしながら福祉職俸給表1級29号俸を比較すると昨年が22800円アップ、今年が12300円アップとなっている。これは昨年在主若年層中心の引き上げであったのに対し、今年は役職中心の引き上げになったためと推察される。

- ・令和7年8月15日付で事務連絡「「令和7年度における私立保育所の運営に要する費用について」における所長等の格付けの変更について」が発出された。昨年の人事院勧告において、昇進時の昇給を確保する目的で俸給表の各級における低い号を統合する修正が行われたことを反映する内容となっている。施設長および主任において見かけ上の級号俸は下がることとなるが、実質上の格付けや俸給月額が下がるものではないと説明されている。
- ・処遇改善は着実に進められてはいるがまだ全産業平均に及ばない。
- ・人事院勧告による給与の改善に加え、今年度から一本化された処遇改善等加算により保育士等のさらなる処遇改善が図られている。
- ・処遇改善等加算は「区分1（基礎分）」「区分2（賃金改善分）」「区分3（質の向上分）」の3区分が設けられ、旧処遇改善等加算Ⅰの「基礎分」「キャリアパス要件」が区分1に、同「賃金改善要件分」とⅢが区分2に、Ⅱが区分3に位置づけられた。
- ・9月9日付で公定価格に関するFAQの第28版が公開されたほか、10月10日には処遇改善等加算に関するFAQも第5版に更新されている。制度自体が非常に複雑なため、こうした情報も注視していく必要がある。現場の混乱についてはこども家庭庁に伝えている。
- ・制度切り替えに係るポイントがスライド41～42にまとめられているので参照されたい。
- ・特に区分3（旧処遇改善等加算Ⅱ）における算定人数と配分人数の関係がわかりにくいので注意が必要。令和7年度に関しては研修修了見込み者も算定人数にカウントしてよいとの経過措置が追加された。
- ・人材確保にも関連して引き続き要望を行っていく。